



# 除染・中間貯蔵施設等の 現状について

平成27年8月8日

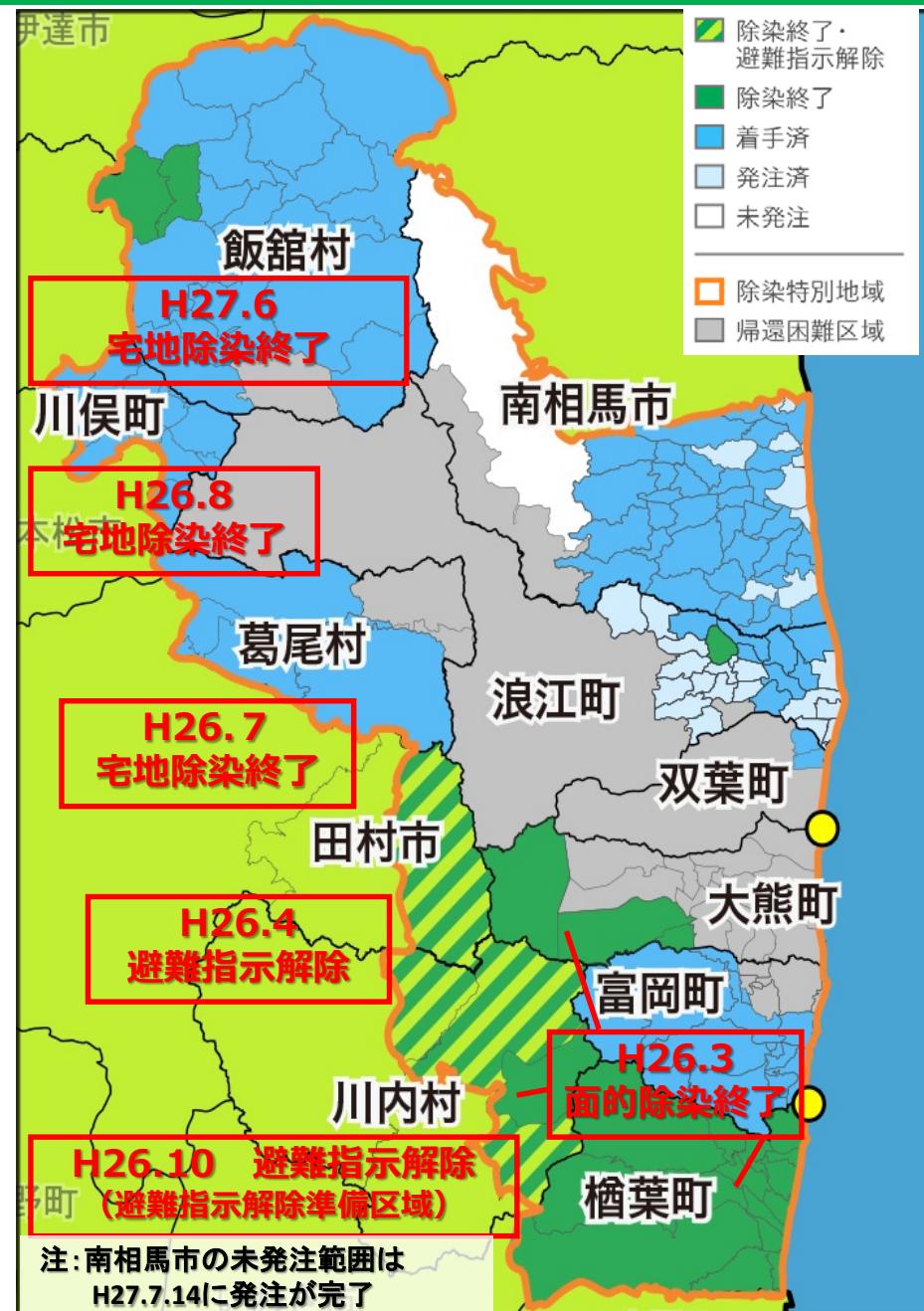
環境省

# 目 次

- 除染特別地域における除染……………3
- 汚染状況重点調査地域における除染……………5
- 除染等の実施に係るリスク等……………6
- 中間貯蔵施設……………8
- 国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理…16
- 福島県内の指定廃棄物の処理 ………………17
- フクシマエコテックを活用した埋立処分計画……………18

# 1. 除染関係

# 国直轄除染の進捗状況の概要 (平成27年6月30日時点)



## 【各市町村等の状況と今後のスケジュール】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
楢葉町	平成26年3月に面的除染終了 ※避難指示解除を平成27年9月5日午前0時をもって行う旨、原子力災害現地対策本部から楢葉町に平成27年7月6日に伝達
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 (平成26年2月22日に広野IC-常磐富岡IC間が再開通) (平成26年12月6日に浪江IC-南相馬IC間が開通) (平成27年3月1日に浪江IC-常磐富岡IC間が開通)
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯館村	平成27年6月に宅地除染終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

# 国直轄除染の進捗状況① (平成27年6月30日時点)

対象11市町村のうち、全市町村で除染計画を策定、7市町村で全域又は一部地域において除染の作業中。

田村市、川内村、楢葉町、大熊町で除染計画に基づく面的除染が終了。

	除染対象区域 人口(人) (概数)	除染対象面積 (ha)(概数)	区域見直し	除染の進捗状況				除染終了時期(目途) <small>注3)</small>		避難指示解除
				除染計画	仮置場等の確保 <small>注1, 2)</small>	除染の同意取得 <small>注2)</small>	除染作業	宅地	宅地以外	
面的除染終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H25/6終了	25年度に終了	H26/4
	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度に終了	避難指示解除 準備区域は H26/10
	楢葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度に終了	未定 <small>注4)</small>
	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	H26/3終了	25年度に終了	未定
宅地除染終了	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	26年夏に終了	27年内
	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	確保済み	ほぼ終了	作業中	26年夏に終了	27年内
	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	ほぼ終了	作業中	27年6月に終了	28年内
除染作業中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約9割	約8割	作業中	27年度	28年度
	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約5割 (約4割)	約8割	作業中	27年度	28年度
	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	確保済み	ほぼ終了	作業中	27年度	28年度
	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	確保済み	約8割	作業中	27年度	未定

注1)仮置場として確保が必要な面積は、今後の精査によって変わりうるため、必要面積の増減に伴う確保の割合の増減があり得る。

注2)「仮置場等の確保」「除染の同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、二段書きは省略。

注3)除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した(終了する)時期を記載。

なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば除染を実施する予定。

注4)楢葉町の避難指示解除を平成27年9月5日午前0時をもって行う旨、原子力災害現地対策本部から楢葉町に平成27年7月6日に伝達。

# 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況(福島県内)

市町村が中心に除染を行う地域についても、福島県内の36市町村において、除染実施計画に基づく措置等を実施しているところ。住宅では、福島県内で約6割の進捗があるなど、着実に除染が進んでいる。

平成27年6月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面策定予定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、塙町(3)
計	39	0	36	3

福島県内 (平成27年6月末現在)	発注割合 (発注数/全体計画数)	実績割合 (実績数/全体計画数)
公共施設等	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約6割
道路	約5割	約3割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約6割	約4割

注:福島県が行った調査結果を基に作成。

:全体計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

# 除染等の実施に係るリスクコミュニケーション等について

除染等の実施に際し、関係する住民及び国民の理解を得るために、除染や放射線に関する最新の情報を正確かつ分かりやすい形で発信するとともに、ツールの提供や専門家の派遣等により、関係地方公共団体が行う住民説明等を支援

## 総合的・基礎的な情報提供

### ■ウェブサイト（除染情報サイト、中間貯蔵施設情報サイト等）

### ■コールセンター（お問い合わせ窓口、不適正除染110番）

## 除染情報プラザ（福島県と共同で運営する除染の情報拠点）

### ■地域との双方向のコミュニケーションにより、除染や放射線の最新情報を発信

#### ○館内展示、移動展示

除染等の方法や進捗、放射線の基礎知識に関する館内展示、住民説明会・地域イベントに合わせた出張展示を実施

#### ○市町村等の支援

除染実施市町村等の要望を汲み取り、除染や住民説明の効果的実施に資する情報・ツールを提供



#### ○セミナー・シンポジウム開催

地域のNPOや学生等と連携し、住民が主体的に学び、意見交換できる機会・場を提供（「ポジティブ・カフェ」等）

#### ○専門家派遣

市町村や地域コミュニティ、学校等の要望を受けて専門家を派遣し、基礎知識の説明や除染方法に関するアドバイス等を実施

## 情報提供ツール（パンフレット、映像等）

### ■除染等の実施及び放射線の基礎的な内容に関する資料を作成・展開

#### ○施策説明パンフレット・映像等（テーマ：除染、仮置場、中間貯蔵施設、輸送等）

#### ○その他、除染・放射線に関する分かりやすい情報提供ツール

「なすびのギモン」シリーズ（TV、マンガ）：

除染や放射線に関する日頃の疑問について福島県出身の「なすび」氏が専門家に取材



## メディアとの連携

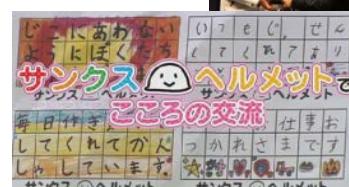
### ■福島県地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）と連携し、除染等への理解を深めるための情報を県内に広く発信

#### ○サンクスヘルメット

・県内メディア8社共催の広告企画（ONEふくしま）にて実施



・小中学生から除染作業員への応援と作業員からのお返し企画



#### ○福島再生。

・除染等に取り組む地域の姿を地元紙で発信

## 広く国民への普及啓発

### ■除染やその結果、除染後の地域の状況に関する正しい理解を醸成するための情報を、福島県外も含めて広く発信

#### 食わっせ、ふくしま米



除染終了後の水田で収穫されたお米のPR  
(H26.11 中央合同庁舎5号館食堂)

「福島再生。」展示企画  
(H27.3 東京丸の内 行幸地下ギャラリー) 6

## 2. 中間貯蔵施設関係

# 中間貯蔵施設に係る経緯（平成26年9月1日以降）

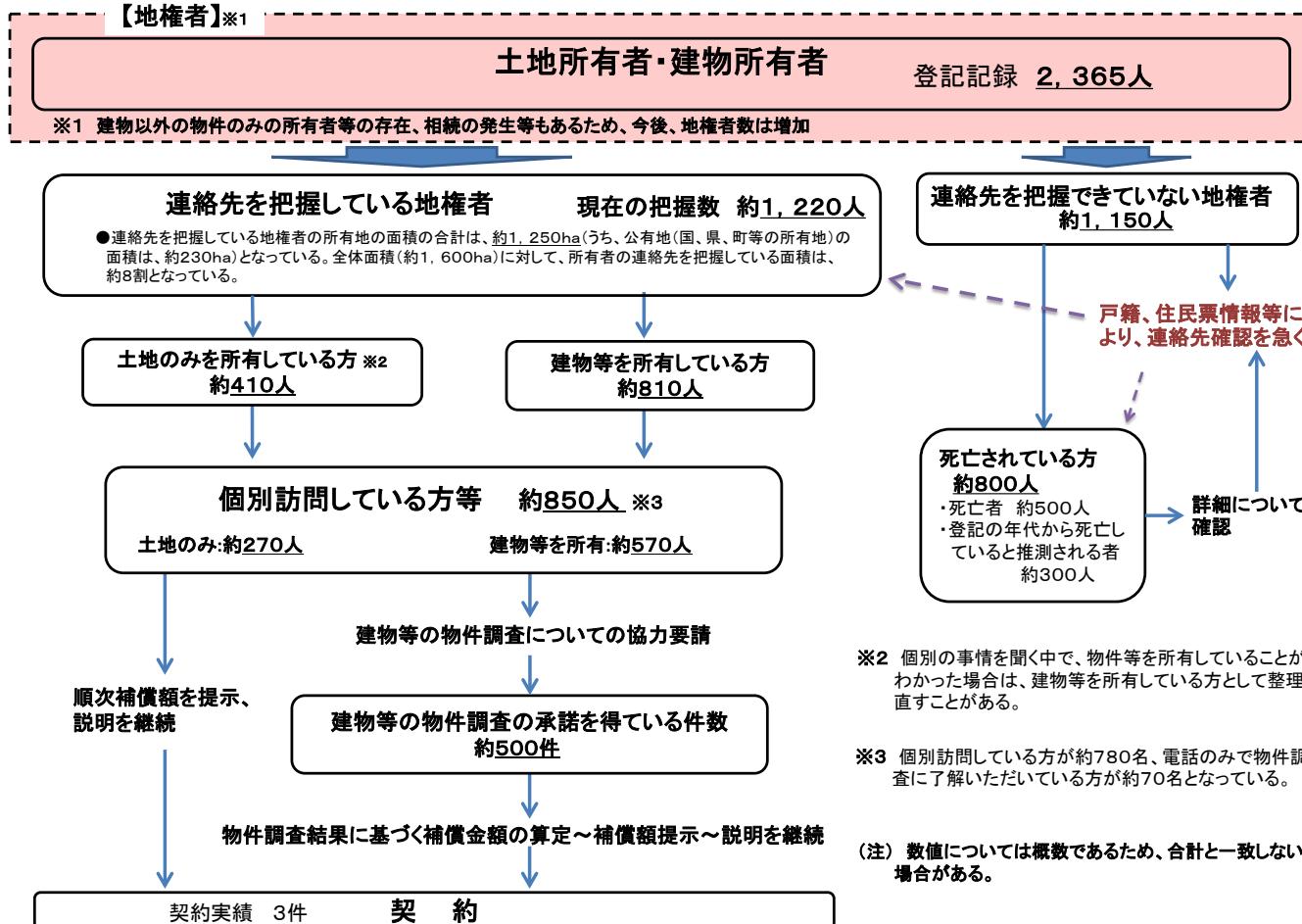
時期	内容
平成26年 9月1日	<u>福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達。同時に県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた。</u> <u>同日、安倍総理と知事・両町長が面会、知事から同様の内容を報告。</u>
9月～10月	<u>地権者説明会を開催(全12回(福島県内9回、県外3回))。</u>
10月～11月	県外最終処分の法制化等に対応する「 <u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)</u> 」の改正案を 10月に閣議決定し、国会提出。 <u>11月成立、12月施行。</u>
11月～1月	関係機関からなる <u>輸送連絡調整会議</u> での調整を経て、11月、 <u>輸送基本計画の取りまとめ</u> 、平成27年1月、 <u>輸送実施計画を取りまとめ。</u>
12月～1月	<u>大熊町・双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認。</u>
2月8日	福島県に対し、 <u>搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等</u> を説明。
2月25日	福島県知事・両町長から、 <u>搬入を受入れる旨伝達</u> 。両町長から搬入開始を3月12日以降にすること、彼岸の墓参に配慮することの申入れ。福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結。
2月27日	<u>3月13日から搬入を開始すること、3月18日～24日は保管場の整備工事及び搬入を一時停止することを公表。</u>
3月～	<u>3月13日に大熊町、25日に双葉町の仮置場から搬入を開始。</u> (詳細については後述)
4月	<u>中間貯蔵施設環境安全委員会(第1回)を開催。</u>
7月21日	<u>第1回中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会開催</u>

# 用地確保について

- 中間貯蔵施設予定地の面積は約16km<sup>2</sup>、登記記録上の地権者は約2,400人。
- 買取り、地上権設定のいずれかにより、用地確保を進める。買取りか地上権設定かは地権者が選択できる。
- 用地補償のルールに則り、適正に補償。

## <地権者への説明状況等>

平成27年6月30日時点



# 中間貯蔵施設への輸送(パイロット輸送)について

- ・大量の除去土壤等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間実施。
- ・パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- ・パイロット輸送では、各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000立方メートル程度を輸送。

## ◆ 輸送に係る調整

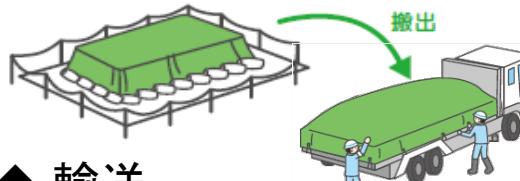
輸送の実施に当たっては、搬出自治体等と事前に十分な調整を行う。  
また、運転手等へ教育・研修を実施。

## ◆ ルートの設定

輸送に用いるルートは、予め設定。  
輸送には、高速道路を積極的に利用。

## ◆ 積込・搬出

搬出作業は周囲の環境に配慮して行うとともに、散乱したり漏れたりしないような荷姿を確保。



## ◆ 輸送

輸送中は、輸送物を全数管理し、  
輸送車両の位置を全数把握。

## ◆ 事故への対応

万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応。

## ◆ モニタリング

輸送に伴い生活環境への影響や放  
射線量による影響等についてモニタリ  
ングし、結果を公開する予定。

⇒ パイロット輸送の実施・検証を通じて、その後の輸送に向けた準備を進める。

# パイロット輸送の状況

- 11市町村のうち9市町村でパイロット輸送終了。
- 積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく方針。
- 例えば、夏休み期間中に、学校からの搬出を希望している市町村のうち、郡山市、棚倉町、浅川町からの搬出を実施予定。

工区	市町村	運搬開始	運搬完了
大熊工区	大熊町	3／13	4／7
	田村市	4／10	5／25
	富岡町	5／26	6／6
	川内村	6／8	7／10
	広野町	6／22	7／10
	棚倉町	7／18	8／4
双葉工区	双葉町	3／25	4／14
	浪江町	6／23	8／4
	葛尾村	6／26	8／6
	楓葉町	6／30	
	郡山市	7／27	

(平成27年8月7日時点)

※運搬開始前に、住民への周知等も実施。

# 保管場(ストックヤード)での保管の状況

## 【目的】

中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壤等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。

## 【保管容量】

(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ1万m<sup>3</sup>

(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ1万m<sup>3</sup>

(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m<sup>3</sup>程度(予定)

## 保管場(ストックヤード)での保管

### <保管量(平成27年8月4日時点)>

○大熊町保管場: 7,015m<sup>3</sup>

○双葉町保管場: 3,998m<sup>3</sup>

※ 輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m<sup>3</sup>として換算した数値。

### <保管場の空間線量率>

○搬入前と比較して大きな変化なし。

※搬入前後の空間線量率は、

・大熊町保管場: 1~9μSv/h程度

・双葉町保管場: 1~4μSv/h程度

## スクリーニング結果

保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への搬入・定置作業(大熊町内) 12

# 環境安全委員会

○中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壤等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、中間貯蔵施設環境安全委員会を開催。

## 【活動内容】

- ・中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壤等の収集及び運搬の状況に関すること
- ・中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること
- ・中間貯蔵施設に係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に関すること
- ・その他中間貯蔵施設の安全の確保に必要な事項

○平成27年4月13日に、第1回を開催。中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況等について、事務局たる環境省から報告。

## <委員名簿> ※敬称略

### (学識経験者)

◎ 河津 賢澄 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授

○ 石田 順一郎 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門特任参与

### (福島県)

大島 幸一 福島県生活環境部次長  
星 一 福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室室長

### (大熊町)

石田 仁 大熊町副町長  
吉岡 文弘 大熊町環境対策課課長

### (双葉町)

半澤 浩司 双葉町副町長  
猪狩 浩 双葉町産業建設課長

### (大熊町が指名する住民)

井戸川 洋一 大熊町行政区長会会長  
土屋 繁男 大熊町野馬形行政区区長  
門馬 幸治 30年中間貯蔵施設地権者会会長  
鈴木 光一 大熊町議会議員

### (双葉町が指名する住民)

石田 翼 双葉町行政区長会会長  
齊藤 宗一 双葉町郡山行政区区長  
菅野 博紀 双葉町議会議員  
高萩 文孝 双葉町議会議員

# 中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壤等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。  
(座長:細見 正明 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門 教授)

## 検討内容

### 減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・処理施設に必要な処理能力の検討
- ・前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・分級システム実証事業の評価及び進捗管理

### 再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・再生資材に求められる要求品質の検討
- ・放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・再生利用促進方策の検討

### 減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・減容技術の適用の方向性の検討
- ・減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・適用する技術の開発目標等の検討
- ・今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壤等の減容...除去土壤及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源としていることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

### 3. 廃棄物関係

# 福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況(H27.7.31現在)

対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

## 【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○楢葉町、川内村、大熊町、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村及び双葉町の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。

## 【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

平成27年6月末現在、約52万トン搬

入完了(処理計画では、帰還困難区域を除いて約80万2千トンと推定)。



撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況



浪江町の仮設焼却施設  
(平成27年4月)

## 【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町
建設工事中	飯舘村(蕨平地区)
建設工事準備中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。

## 福島県(対策地域を除く)における災害廃棄物等の代行処理進捗状況(H27.7.31現在)

災害廃棄物処理特別措置法に基づき、4市町から災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受け、国が処理を実施中。

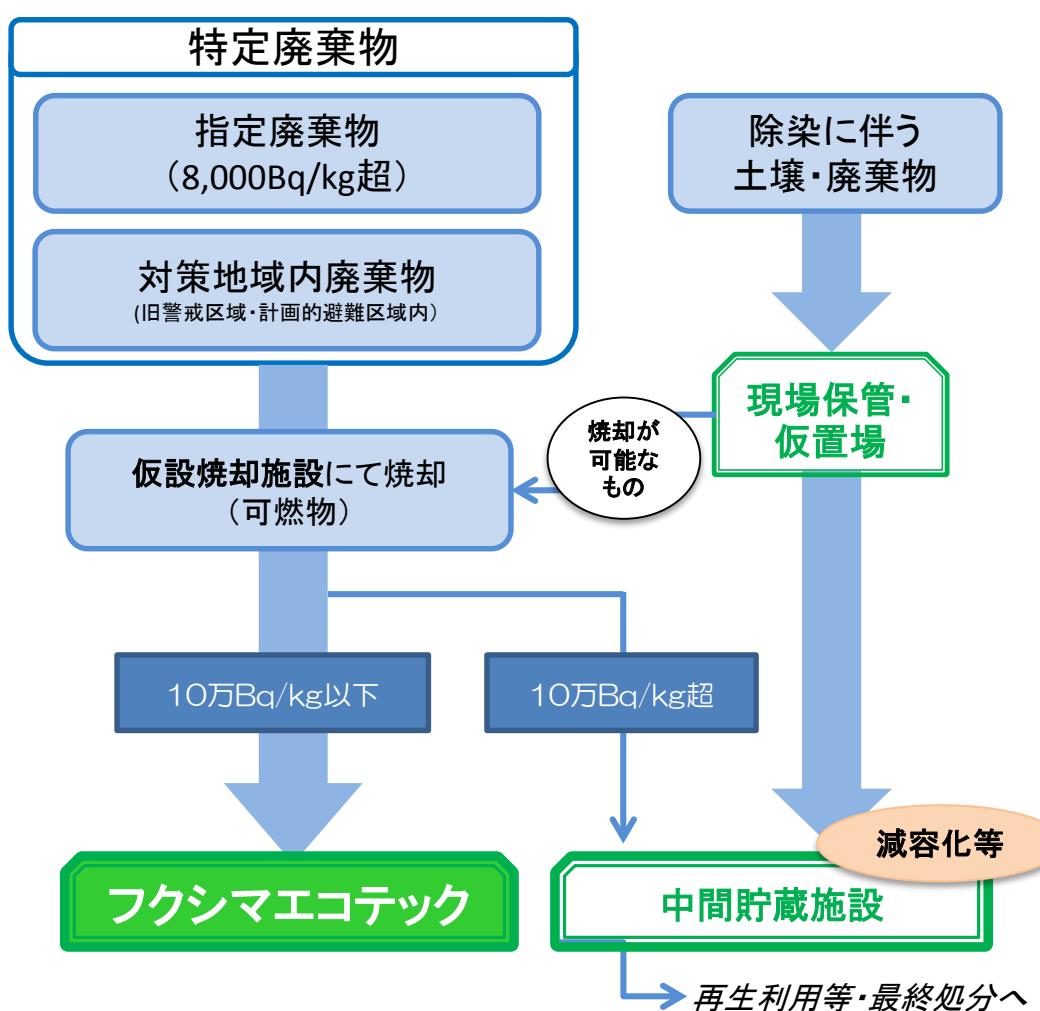
【相馬市、新地町】 平成26年11月に可燃物の処理を完了し、仮設減容化処理施設の解体撤去工事準備中。

【広野町】 仮設減容化処理施設において、減容化処理実施中。

【南相馬市】 仮設減容化処理施設の建設工事中。平成28年6月から処理開始予定。

# 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



## 減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における  
下水汚泥減容化実証事業



平成25年4月から稼働し、平成26年10月末をもって保管汚泥等の減容化処理を完了。  
現在解体工事中。

福島県県中浄化センター(郡山市)  
における下水汚泥減容化実証事業



平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。  
平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

福島県鮫川村における  
農林業系副産物等処理実証事業



平成27年7月28日をもって、農林業系副産物等の焼却を終了。

福島県飯舘村蕨平地区における  
可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年秋頃を目途に焼却開始予定。

# フクシマエコテックを活用した埋立処分計画について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

## エコテック活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楢葉各町及び福島県に受入れ要請
- H27. 6. 5 富岡町及び楢葉町並びに福島県に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえた国としての考え方を提示



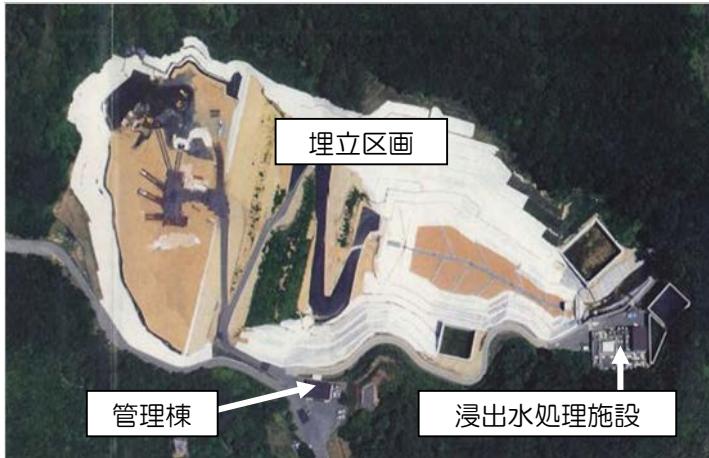
- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

### フクシマエコテック クリーンセンター

※富岡町に位置  
(搬入路は楢葉町)

#### 【施設概要】

- ・処分場面積：約9.4ha
- ・埋立容量：約96万m<sup>3</sup>  
(残余容量：約74万m<sup>3</sup>)



## 埋立処分計画(案)

### ○ 埋立処分方法

放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制など、多重の安全対策を実施

### ○ モニタリング等

施設等の定期点検、空間線量率・放射能濃度等のモニタリングを実施

### ○ 管理体制

特措法に基づき、環境省が事業主体となり、責任を持って埋立処分を実施

## 国の考え方(H27.6.5)の概要

### 1. 施設の立地場所

- ・大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあり、残余容量が十分な既存の管理型処分場を活用し、安全・速やかに処分
- ・高線量地域での新設は物理的・時間的な観点から困難

### 2. 埋立処分における安全・安心の確保

- ・埋立処分に際して多重の安全対策を実施し、さらに追加的な補強対策やモニタリング等を実施
- ・国の責任をより明確化し、一層の安心の確保の観点から、処分場を国有化

### 3. 運搬

- ・運搬に関わる安全性の確保のために万全の対策を実施

### 4. 地域振興策

- ・既存処分場の活用に伴う影響の緩和に必要な幅広い事業を可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置

### 5. 富岡町、楢葉町の実情等も踏まえた地域の将来像

- ・両町の復興計画等を十分踏まえ、12市町村の将来像に関する提言を今夏を目途に取りまとめ